

速度取締り指針

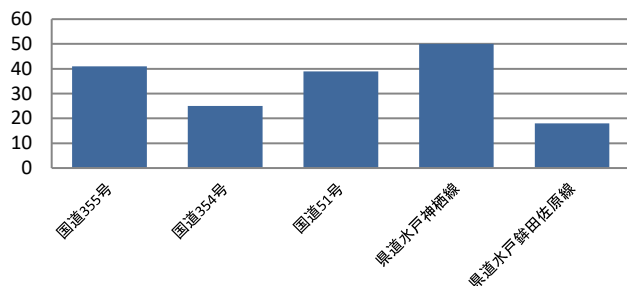
行方警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道355号	6:00～18:00	麻生地区	40km/h (指定速度)

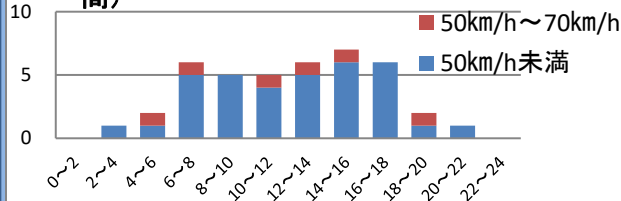
★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施しています。

行方警察署管内における交通事故実態

路線別の人身事故発生状況
(過去3年間)



国道355号における時間別・危険認知速度別人身交通事故の発生状況 (過去3年間)



▼主な幹線道路別に過去3年間の人身事故発生件数を比較すると、県道水戸神栖線、国道355号、国道51号、国道354号の順で事故が多く発生しています。

▼国道355号は、当署管内での道路総延長が一番長く死亡事故も発生していることから取締り重点路線に指定しています。

▼過去3年間の国道355号における時間帯別の特徴として

14時～18時

の時間帯に人身交通事故が多発していますが、6時～14時までにも多く発生しています。

▼国道355号において速度50km以上の車両の人身事故が昼間の時間帯に多発しています。

～令和6年11月30日現在～

- 交通死亡事故は、国道355号において1件発生しています。
- 人身事故は国道355号で5件、県道水戸神栖線で8件発生しています。

その他の交通指導取締り要点

管内全域において、飲酒運転、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反及び過積載違反自転車関連違反の交通指導取締りを強化します。

可搬式速度違反自動取締装置による速度違反取締りを強化します。